

経支第723号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年8月25日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシア茂原店
茂原市腰当字東部田7番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁
群馬県前橋市亀里町900番地
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄 ほか
群馬県前橋市亀里町900番地 ほか
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁 ほか
群馬県前橋市亀里町900番地 ほか
- 7 変更年月日
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和4年7月4日
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和4年7月4日ほか

二 届出年月日

令和8年2月12日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年8月25日から12月25日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

１ 意見書の提出期間

令和８年８月２５日から１２月２５日まで。

２ 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒２６０－８６６７

千葉県千葉市中央区市場町１－１

電話番号：０４３（２２３）２９３２

ファックス番号：０４３（２２７）４７５７